

## 1. 改定の目的

福井エリア地域原子力防災協議会では、高浜地域(平成27年12月)、大飯地域(平成29年10月)、美浜地域(令和3年1月)の「緊急時対応」を取りまとめ・確認し、それぞれ同月の原子力防災会議で了承されている。

また、原子力防災訓練の実施により得られた教訓等を踏まえ、高浜地域、大飯地域の改定を実施している。

- ・高浜地域における内閣府・3府県及び関西広域連合の合同原子力防災訓練(平成28年8月)の実施により得られた教訓等を踏まえ、高浜地域の「緊急時対応」を改定(平成29年10月)
- ・大飯発電所及び高浜発電所を対象とした国と合同で実施した原子力総合防災訓練(平成30年8月)により得られた教訓や感染症流行下における対応等を盛り込んだ高浜地域、大飯地域の「緊急時対応」を改定(令和2年7月)

その後、令和4年11月に美浜発電所を対象とした国と合同で実施した原子力総合防災訓練により得られた教訓や能登半島地震の経験等を踏まえ、防護措置に関する施設・情報伝達体制等の充実化や屋内退避の運用の明確化などが図られたことから、高浜地域・大飯地域・美浜地域の「緊急時対応」を改定することにより、原子力防災体制のより一層の具体化・充実化を図る。

## 2. 改定のポイント

※詳細は次ページ参照

### 〈改定①〉 能登半島地震等を踏まえた複合災害への対応の明確化

対応方針

#### 複合災害への対応等【高浜地域】【大飯地域】【美浜地域】

- 複合災害時における避難に係る基本的な考え方や国の対応体制について明確化。

### 〈改定②〉 屋内退避の運用の明確化

対応方針

#### 原子力災害対策指針の改正内容の反映

##### 【高浜地域】【大飯地域】【美浜地域】

- 屋内退避中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出は可能。
- 屋内退避は、原子炉施設から新たなプルームが到来する可能性がないこと、かつ、既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、解除することになる。

### 〈改定③〉 防護措置に関する施設・情報伝達体制等の充実に伴う原子力防災体制の強化

対応方針

#### 放射線防護対策施設の充実【高浜地域】【大飯地域】【美浜地域】

- 放射線防護対策施設として新たに  
福井県内3施設(湖岳の郷、美浜西小学校、内外海小学校)、  
京都府内2施設(特別養護老人ホーム天橋の郷、宮津市養老地区  
公民館)の計5施設を整備済み。

#### 避難退域時検査場所候補地の追加【大飯地域】【美浜地域】

- 滋賀県内に7か所ある候補地に1か所を加え、合計8か所とすることで避難のより一層の円滑化を図る。

#### 住民への情報伝達体制の強化【高浜地域】【大飯地域】【美浜地域】

- 世代・母語にとらわれず幅広い住民に情報が伝わるようやさしい日本語等による情報伝達や、「原子力防災ピクトグラム」を活用する。

### 〈その他の主な改定〉

○最新の住民の状況等を反映

【高浜地域】【大飯地域】【美浜地域】

- ・人口、児童数、要配慮者数、社会福祉施設入所者数、観光客数、民間事業者数、バス避難における乗車人数など、最新のデータを反映。

○冷却告示の対象である大飯発電所1・2号機に係る対応の明確化【大飯地域】

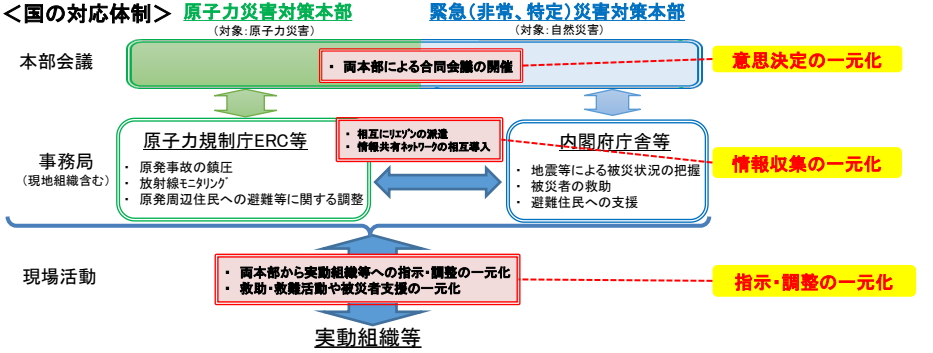
- ・1・2号機に係る原子力災害対策重点区域は、PAZなし、UPZはおおむね5km圏内。
- ・1・2号機に係るUPZ内住民の一時移転等の対応の明確化。

# (参考) 高浜地域・大飯地域・美浜地域の「緊急時対応」の改定について

## 改定① 能登半島地震等を踏まえた複合災害への対応の明確化 【高浜地域】【大飯地域】【美浜地域】

**<複合災害時の避難に係る基本的な考え方>**

- 複合災害により避難経路が不通となった場合に備え、あらかじめ**複数の避難経路**を設定するなどの対策をとることとしている。
- 仮に、複合災害により陸路が制限される場合には、避難経路確保に着手しつつ、**海路避難**や**空路避難**、**屋内退避**を継続するなど、状況に応じた多様な対応を行うことで、住民の安全確保に全力を尽くす。
- さらに、不測の事態が生じた場合には、国や関係自治体からの要請により、**実動組織**が住民避難の**支援**を実施する。

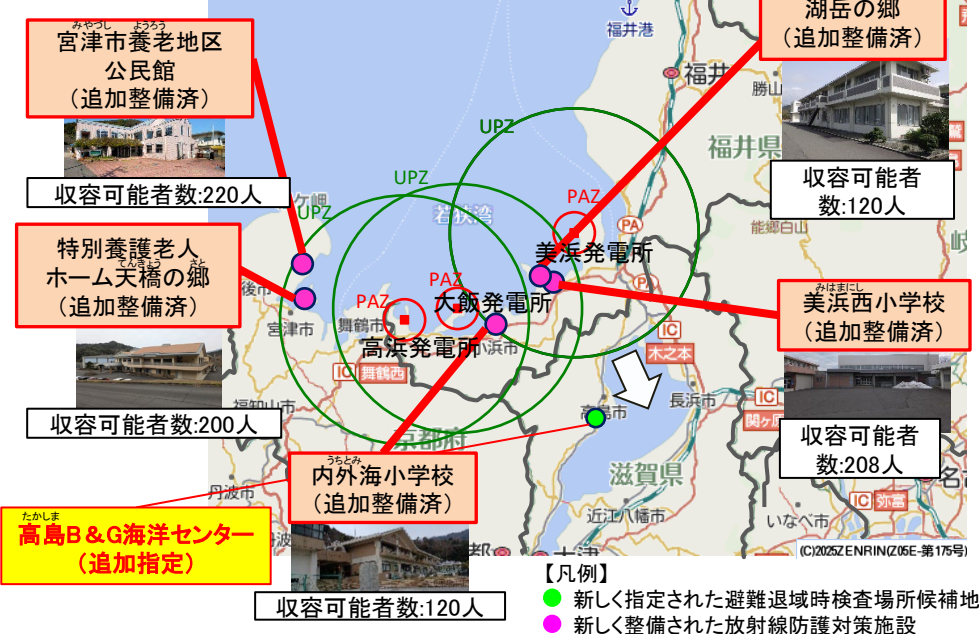


## 改定③ 防護措置に関する施設・情報伝達体制等の充実 【高浜地域】【大飯地域】【美浜地域】

### <追加指定された避難退域時検査場所・新しく整備された放射線防護対策施設>

滋賀県内の避難退域時検査場所候補地  
7か所→8か所

避難退域時検査場所候補地	避難元市
湖北体育館	長浜市
長浜IC	
県民共済ドーム長浜	高島市
新旭体育館・新旭武道館	
道の駅藤樹の里	高島市
あどがわ・安曇川図書館	
朽木中学校	高島市
今津総合運動公園	
高島B&G海洋センター (追加指定)	高島市



## 改定② 屋内退避の運用の明確化 【高浜地域】【大飯地域】【美浜地域】

**【住民が自らの生活を維持するための外出】**

- 住民等は、屋内退避の指示が出ている間も、生活の維持に最低限必要な一時的な外出が可能。
- 放射性物質の放出の可能性が高まり、国が外出を控える旨の注意喚起を行った際には、速やかに屋内退避できるようにすることが重要。
- 外出時に防護装備等の特別な対策※1は不要。万一の急な放射性物質の放出による体表面汚染を予防したい場合は、マスクの着用やできる限り肌を露出しない服装にすることが考えられる。

**住民が自らの生活を維持するための外出の例**

- 物資の調達  
・避難所で支給される物資の受取り  
・小売店での物資の購入
- 緊急の医療を受ける  
・透析治療や重篤な病気のための医療機関の外来受診  
・処方された医薬品の受取り
- 家屋の維持  
・家屋の屋根等の雪下ろし  
・家屋周辺の除雪作業  
・台風襲来時の家屋補強
- 動物の世話  
・外飼いのペットや家畜等の給餌

**【屋内退避中の生活を支える民間事業者等の活動】**

- 緊急事態応急対策に従事する者※2は、必要に応じ、屋外での活動が可能。当該従事者の所属組織は、防護装備の携行・装着、被ばく線量管理及び健康管理を実施。
- 医療活動や社会福祉施設等入所者に対する介護、在宅の避難行動要支援者に対する支援等は継続。
- 屋内退避指示中も屋内での活動は制限されず、また、屋内退避中の住民の生活を支える上で有益な活動実施のために必要な一時的な外出(従業員の出退勤、必要な商品の搬入等)は可能。
- 屋内退避が長期化した場合等必要と認める場合は、状況に応じ、食料品、医薬品等の生活物資の小売業者に営業を呼びかけ。

※1 直読式個人線量計、防護マスク、防護衣等  
※2 物資輸送や道路開閉、ライフラインの復旧等に従事する国、地方公共団体、ライフライン事業者、輸送事業者等の職員等

### <情報伝達体制の充実>



放射線防護対策施設、一時集合同所、避難退域時検査会場等において、原子力防災ピクトグラムを活用し、幅広い世代や外国人等にわかりやすく情報を伝達。